

基本方針	施策	具体的な取組イメージ	建物状況				SDG s					市街地類型			
			使用中	利活用可能	管理不全	利活用不可能	4 教育	10 不平等	11 都市	12 持続可能な消費と生産	17 実施手段	旧集落型	既成市街地型	開発市街地型	大規模開発市街地型
基本方針 1 情報提供・啓発	①市民への意識の涵養	空家ハンドブック・チラシ等の作成・配付を継続して行い、適正な管理手法や活用方法、相談のフロー、相談窓口を紹介することで、所有者の意識啓発を行います。													
		空家や住宅の維持管理、利活用などに関するセミナー・相談会を実施し、情報提供と普及啓発を行います。													
	②情報提供の充実	リバースモーゲージやマイホーム借り上げ制度等の利用可能な制度の情報提供を行います。													
		空き家バンク等を活用して、空家の利活用方法や暮らし方などを伝える事例集を作成し、空家利活用の魅力を発信します。													
	③情報発信の工夫	空家に関する補助制度や相談窓口などが即座にわかるように、市のホームページ等への掲載方法を工夫します。													
		市の広報やyoutube、Twitterを活用するなど、市民に情報が届く工夫を行います。													
	④適正登記の促進	法務局や関係団体と連携し、相続手続などの必要性について、周知啓発を行います。													
		相続や成年後見人制度、銀行への管理財産としての信託等に関する情報提供や相談を実施します。													
		相続登記に関する手数料の一部を補助します。													
	⑤所有者等への理解増進	所有者等に対して適正管理を促す文書の送付を行うことにより適正管理を促します。													
		災害に備えた管理を行うよう、空家の所有者への意識啓発を行います。													
	⑥相談体制の整備	庁内に空家に関する総合相談窓口「すいた空家110番」を設置し、ワンストップによる対応ができる体制を構築します。													
		空家セミナーでの個別相談会の開催など、市民等が相談しやすい体制を構築します。													
		空家に関して気軽に相談できる体制の整備に向けて、空家に関する相談先の登録制度を創設し、登録した不動産事業者や工務店等を市のHPで公開します。													
基本方針 2 地域・関係機関との連携	⑦行政機関との連携	庁内関係部署との連携を強化し、空家等対策に関わる情報の共有化を図ります。													
		空家等や特定空家等に対して適切に対応を行うため、空家の適正管理マニュアルを作成します。													
		都市計画施策やまちづくりビジョンと連携した空家対策を促進するため、地域課題の解決に繋げる取組が事業化できる仕組みや連携体制を整備します。													
	⑧民間団体との連携	空家の利活用や適正管理に向けて、各専門団体、大学、企業、NPOと空家に関する情報共有などの連携を行うための体制を整備します。													
		空家等の修繕、除却、除草などの所有者からの相談に対して、迅速で適切な対処をするため、各種専門事業者と連携します。													
		空家の利活用の促進に向けて、耐震状況や住宅の劣化状況等の診断や助言、提案等を行う専門家を派遣します。													
		ランドバンク事業やコンバージョン事業等への空き家バンクの活用を図るために、民間業者等との連携を図ります。													
	⑨地域住民との連携	自治会、民生児童委員、シルバー人材センター等と連携し、空家の管理代行や見守り支援を行います。													
		地域課題を踏まえたまちづくりに取組意欲のある人材と地域資源となる空家とのマッチングを図ります。													
基本方針 3 空家等の利活用及び流通の促進	⑩空家改修の促進	空家や空き店舗、空き倉庫・工場を改修して、学生向けのシェアハウスやシェアオフィス、ワークスペース、小規模認可保育園、学童保育、カフェ等の店舗、民泊、社宅などの施設としての活用を促進します。													
		空家や空き店舗をまちづくりの資源として捉えた空家の新しい活用方法の提案を学生等から募集し、地域の魅力を活かした空家の利活用を促進します。													
		空家の利活用を目的とするリフォーム・リノベーションを行う場合の工事費等の一部を補助します。													
		リフォーム・リノベーションのモデル街区を設定し、空家の利活用希望者を積極的に誘致します。													
	⑪市場流通の促進	土地の調査等を行い境界確定を進めることで、土地売買の促進を支援します。													
		既存住宅に対するインスペクション（建物状況調査）の実施及び普及活動を支援し、売買時に売主・買主が抱える既存住宅の品質などに対する不安を払拭し、安全・安心な既存住宅の流通を目指します。													
		空家でイベントやワークショップを行うなどの、空家所有者と空家利用希望者とのマッチングの仕組みづくりを行います。													
		空き家バンク制度の普及・利用を促進します。													
	⑫跡地の活用促進	跡地を公園やオープンスペース、地域住民の駐車場、防災空地、防災スペース、ポケットパーク、学習スペース、子育て広場として活用し、既成市街地等の防災対策や細街路の拡幅等、まちの魅力の向上につなげます。													
		地域福利増進事業において、所有者のわからない土地を地域のための事業に活用します。													
		市が活用するための空家の土地・建物寄付受付制度を創設します。													
	⑬除却の支援	市独自で除却後の土地の固定資産税の減免制度を行います。													
		老朽空家の解体撤去及び跡地の整備費用、仏壇や家財を処分するための費用の一部を補助します。													
基本方針 4 地域の安全の確保	⑭空家の状況把握	空家等の位置や状況、所有者等を把握し、適宜、空家データベースの更新を行うとともに、GISを活用して、さまざまな情報を一体的に把握できる空家データベースの運用を図ります。													
		地域の事業者や自治会等の連携による空家パトロールを支援し、空家・空き地情報の把握を推進します。行政内では、福祉部や民生委員会等と連携して居住実態を把握し、空家となりそうな物件の把握と、これらの物件に対して、樹木等の管理を委託する承諾書を書いてもらうなど、管理不全の空家となることを未然に予防します。													
	⑮法適用外空家への体制の整備	一部空き室長屋に対する体制を整備します。													
		不適正空家に対する緊急安全措置が行える体制を整備します。													
	⑯特定空家等に対する措置	特定空家等の判定基準を設定し、市内の特定空家等を判定します。													
		特定空家等に対しては、法に則り、「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」の措置を講じます。													

※SDGs（国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた持続可能な開発目標）

4【教育】：すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

10【不平等】：国内および各国家間の不平等を是正する。

11【持続可能な都市】：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。

12【持続可能な消費と生産】：持続可能な消費生産形態を確保する。

17【実施手段】：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。